

名古屋家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

平成25年12月19日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室（12階）

3 出席者

（委員）

今井委員，大島委員，加藤（理）委員，木村委員，佐藤委員，杉山委員，丹羽委員，森瀬委員，山田委員，山本委員，柴田委員（委員長），鬼頭委員

（事務担当者）

河合事務局長，原田事務局次長，加藤次席家庭裁判所調査官，長谷川次席家庭裁判所調査官，杉江次席書記官，新原次席書記官，角屋総務課長，佐合総務課課長補佐，野田総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 前回テーマ「利用しやすい裁判所—来庁者に対する分かりやすいアクセス—」 の結果を踏まえた取組状況の説明

(4) 意見交換

テーマ「家庭裁判所の現状と課題」について意見交換（別紙記載のとおり）

(5) 次回開催日及び意見交換テーマ

未定

(6) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員， ○：委員長， △：事務担当者)

◆ 家事事件が増加しているとの説明があったが、どのような事件が増加しているのか。また、最近の事件の傾向のようなものはあるか。

△ 調停事件、審判事件のいずれも増加している状況である。調停事件では事件数としては夫婦関係調整が最も多いが、近年は面会交流や養育費等の事件が増加している。また、精神的な問題を抱えた当事者や外国人の事件が増えているという印象である。

◆ DV事案の事件については、以前に比べると配慮がなされているが、相談を受ける中で、まだ十分ではないという声を聞くこともあるので、更なる配慮をお願いしたい。また、面会交流事件に関しては、実際に面会交流を行う場面で難しい問題が生じているとの相談が多い。

◆ 離婚調停成立後、面会交流事件が申し立てられることも多い。調停成立後、裁判所の関与から離れても、当事者同士において調停で約束したとおりに面会が行われることが本来のはずだが、実際には当事者間で円滑に行っていくのは難しいというのが現状のようである。調停成立後のフォローが必要であると感じており、裁判所として関与できることを検討していく必要がある。

◆ 外国人が当事者の事件は困難であるとの話があったが、国際結婚は婚姻形態も様々であり、適用する法律に悩む事案もある。外国人が裁判所を利用するのは壁が高いと感じることもある。近年、調停を利用する外国人が多いと思われるが、日本語が分からない外国人に対して、通訳の手当はどうしているのか。

△ 通訳人を選任する制度は存在するが、通訳人を選任すると費用が掛かるため、調停において通訳人を選任する例は、ほぼ皆無である。代わりに、日本語を解する知人を同行してもらって、調停に同席させ、事実上通訳をしてもらうケースが多い。また、可能であれば外国語が理解できる調停委員を選任する場合も

ある。

◆ 外国人は自分の知人を通訳として連れていくことを非常に嫌がることが多い。プライバシーの観点からも、第三者である通訳人を介して話をするのが大切である。システムとして研修を実施し、外国語に対応できる職員等を養成することが求められていると思う。

◆ 裁判所の様々な制度や手続について、分かりやすいパンフレットが用意されているが、これらを外国語に訳したパンフレットは整備されているのか。最近では易しい日本語を使用するという取組をしている行政機関もあるようだが、法律用語には日本人でも理解が難しいものがあるため、その点の配慮が必要である。

△ 少年事件に関しては、多言語に対応した通訳人に対するマニュアル等を用意しているが、家事事件に関しては、外国語のパンフレットはあまり整備されていないのが実情である。外国人当事者も増えており、今後検討していかなければならない問題であることは認識している。こうした取扱いの一環として、外国人当事者に対応できるように、英語を中心とした語学研修を実施している。愛知県にはブラジル人も多いということもあり、ポルトガル語の窓口対応の研修も予定している。

◆ 外国人の場合、言語や適用する法律の問題もあるが、文化、習慣が異なるという根本的な問題もある。将来的には、それぞれの国の特色をも理解した上で調停を進行できるようになればよいと考えている。

◆ 車いす利用者への施設的な配慮、聴覚や視覚に障害のある方への配慮はどうなっているのか。

△ 施設面では、庁舎内はバリアフリー化しており、事前に情報提供があれば、利用しやすい部屋を用意して、庁舎内での移動に配慮している。また、車いすも常備している。なお、家庭裁判所には医務室技官が配置されており、障害のある方や精神的に問題のある方が当事者となっている事件では必要に応じ、医

務室技官が同席する等の対応もしている。その他、身体の障害等により、裁判所に来庁することが困難な場合には、家庭裁判所調査官が施設等に出向いて話を聴取することもある。

◆ 少年事件に関して、審判不開始が57パーセントという説明がなされたが、どのような事案が不開始になるのか。審判不開始の場合、裁判所はどのような手当をしているのか。

△ 審判不開始になるのは、例えば初犯であるとか、万引きなど比較的軽微な事案で非行性が進んでいないという事件である。そのような事案における教育的な働きかけの一つとして、当庁では、「万引き被害を考える教室」、「自転車盗の被害を考える教室」及び「バイク盗の被害を考える教室」という3つの被害を考える教室を実施している。これらの教室においては、ゲストスピーカーの話聞くなどし、最後に作文を書かせることにより、その効果や反省の程度を確認し、裁判官が審判不開始の決定をしている。

○ そのほか、審判は開かなくても、家庭裁判所調査官が行う調査の中で少年に対して何らかの指導をするので、それをもって教育的な措置を講じたという理由で、審判不開始とすることもある。

◆ 少年事件は、事件数としては減少傾向にあるが、犯罪を起こす原因が複雑になってきている。再非行を防ぐため、法務省では関係機関との協議会等を実施し、意見交換している。少年院の指導にも参加しており、その中で色々と意見交換しているところである。裁判所とも意見交換させていただけるとよいと考えている。

△ 裁判所でも関係機関との連携を図ることを進めており、例えば、中学校との連絡協議会、保護観察所との協議会等を実施している。近年、中学生の事件が増加傾向にあり、教育委員会の関心も高く、裁判所としても学校との間で情報交換等を行うことが重要であると考えており、連携を深めるよう取り組んでいる。

◆ 外国籍の少年の非行も増えているようだが、言葉の壁が原因で不登校や非行になっていることもある。矯正施設では日本語教育が盛んなところがあると聞いているが、裁判所ではどのような対応をしているのか。

△ 少年事件の場合、裁判所では通訳人を選任し、調査及び審判において意思疎通の不足による不利益が生じないようにしている。ただし、審判後、関係機関等の指導を受けることとされても、少年や保護者が日本語に不自由であるため指導効果が上がらないことがあり得る。このような場合、関係方面との連携も視野に入れて考えることになる。

(以 上)